

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（復興庁）

<p>制 度 名</p>	<p>復興特区法第 42 条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加（その 2） 「虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」</p>			
<p>税 目</p>	<p>所得税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>復興特区法第 42 条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業に、「虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」を加える。</p> <table border="1" data-bbox="874 864 1493 976"> <tr> <td data-bbox="874 864 1222 976"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1222 864 1493 976"> <p>▲6.8 百万円 （ — 百万円）</p> </td> </tr> </table>		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲6.8 百万円 （ — 百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲6.8 百万円 （ — 百万円）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的 改正後の規定により、虐待を受け又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業を普及させ、地域の課題の解決の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行制度上、所得控除の対象事業に「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為若しくは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項及び第五項に規定する行為を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」が規定されており、これらの事業は、地域の課題の解決のための事業として位置づけられている。</p> <p>昨年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、同法で「障害者虐待」が規定された。</p> <p>同法第 4 条第 1 項において「国及び地方公共団体は、（中略）関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない」とし、国及び地方公共団体に対する責務が規定されたほか、同法第 2 条第 6 項から第 8 項までにおいて、障害者虐待の具体的な行為が定義されたところである。</p> <p>障害者虐待からの保護についても他の虐待と同様に、解決を図るべき地域の課題となる場合があることから、特区法施行規則の規定に追加する必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		政策の達成目標	要望に係る対象事業者が復興特区法の対象区域全体で6社指定され、当該事業により地域の課題の解決が図られる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成28年3月31日までに指定を受けた株式会社への出資に適用される。
		同上の期間中の達成目標	要望に係る対象事業者が復興特区法の対象区域全体で6社指定され、当該事業により地域の課題の解決が図られる。
	政策目標の達成状況	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社は未だ指定されていない。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	要望に係る対象事業者に出資する個人240者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、虐待を受けている又はそのおそれのある障害者の保護が一層推進され、地域の課題の解決に寄与する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	児童虐待又は高齢者虐待を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業（復興特区法施行規則1）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現行規定上、児童及び高齢者に対する虐待からの保護に関する事業についての規定があるところ、障害者に対する虐待についても、何ら分ける必要はない。 なお、障害者虐待防止法に具体的に規定されている行為は、行為態様ごとに「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」「経済的虐待」であり、児童及び高齢者に対する虐待として定義されている行為の範囲を超えるものではなく、既存の対象事業を殊更に拡張することとなるものではない。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>